

# 鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会 会則

## (名称)

第1条 本会は、鹿児島県被災建築物応急危険度判定協議会（以下「県協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 県協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法並びに県、市町村及び建築関係団体の支援協力等に関して事前に調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を進めることを目的とする。

## (事業)

第3条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 応急危険度判定体制整備検討会議を開催し、鹿児島県被災建築物応急危険度判定要綱（以下「県要綱」という。）を定める。
- (2) 地震災害時には、県、市町村、建築関係団体は、県要綱に基づき応急危険度判定を実施、支援、協力する。
- (3) 応急危険度判定実施の連絡、支援体制について協議するための会議の開催。
- (4) その他県協議会の目的を達成するために必要な事業。

## (組織)

第4条 県協議会は、県、市町村などで組織する鹿児島県建築行政連絡協議会と実際にボランティアで応急危険度判定作業に携わる次の建築関係団体で構成する。

- (1) 社団法人鹿児島県建築士会
- (2) 社団法人鹿児島県建築士事務所協会
- (3) 社団法人鹿児島県建築協会

2 県協議会に会長を置く。会長は構成員が互選する。

## (職務)

第5条 会長は、県協議会を代表し、県協議会の事務を掌理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ指定されたものが、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 県協議会は、会長が召集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 県協議会の庶務は、鹿児島県土木部建築課において処理する。

## (その他の事項)

第8条 この会則に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この会則は、平成10年10月5日から実施する。

# 鹿児島県応急危険度判定実施フロー



